

## 議案第 6 4 号

令和 3 年度 亀山市 工業用水道事業 会計 剰余金の処分及び決算  
の認定について

令和 3 年度 亀山市 工業用水道事業 会計 未処分利益 剰余金  
73,313,859 円のうち 10,000,000 円を減債積立  
金に、10,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、  
30,997,507 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すもの  
とし、併せて令和 3 年度 亀山市 工業用水道事業 会計 決算について、  
別紙のとおり 監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 8 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

令和 3 年度 亀山市 工業用水道事業 会計 決算書及び決算審査意見書

提案理由

剰余金の処分について地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によ  
り議会の議決を求め、決算について同法第 3 0 条第 4 項の規定によ  
り議会の認定を求める。